

ひとり親家庭等医療費受給資格証について

1. 使用方法

県内の医療機関で受診する場合	ひとり親家庭等医療費受給資格証と健康保険証（または資格確認書）を医療機関に提示してください。
県外の医療機関で受診する場合	いったん医療費（3割）を支払い、医療費給付申請書（役場にあります）に医療機関で証明をしてもらい提出してください。（領収書でも可）
受給資格証を忘れた場合	

2. 一部負担金の範囲

外来の場合 入院の場合	総医療費の1割 （同じ月、同じ医療機関であれば窓口負担は一部負担金の月額上限額までとなります）
----------------	--

※ ただし、入院時の部屋代・電気代・食事代や健診など健康保険の対象とならないものは対象外となります。
 ※ また、病院内で診療科の窓口が異なる場合、それぞれの科で一部負担金の月額上限額をお支払いいただく場合があります。その場合は差額支給申請（該当となった場合に役場から送付）により後日返金されます。

3. 月額上限額

受給資格者及び受給資格者と同じ健康保険に加入している人、同じ世帯の方の所得により月額上限額を判定します。

判定した月額上限額は受給者証に表記されます。

所得区分	外来	入院（＋外来）
一定以上（市町村民税課税所得が145万円以上の方と同じ世帯にいる方）	44,400円	80,100円＋1% （★）
一般（世帯全員が市町村民税課税所得が145万円未満）	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ（世帯全員が市町村民税所得割非課税）	2,000円	12,000円
低所得Ⅰ（世帯全員が市町村民税所得割非課税かつ世帯員の合計所得金額なし）	1,000円	6,000円

★自己負担額が80,100円を超えたときは、80,100円＋（総医療費－801,000円）×1%

※ここでいう「世帯」とは、同じ健康保険に加入している人をいう

4. 一部負担金の差額支給

1か月に医療機関の窓口で支払った自己負担額の合計が受給資格証に書かれている「一部負担金の月額上限額」を超えた場合、役場窓口申請すれば超えた額が後から払い戻されます。該当になる方へは後日申請書を役場から送付しますので、申請をしてください。

5. 届出（次の場合は届出がいります）

こんなとき	持っていくもの	手続き
町外へ転出するとき	受給資格証・印鑑	喪失手続き
結婚（事実婚を含む）したとき	受給資格証・印鑑	
生活保護を受けるようになったとき	受給資格証・印鑑	
氏名や町内で住所が変わったとき	受給資格証・印鑑	変更手続き
健康保険証が変わったとき（または、同じ記号番号の健康保険証（または資格確認書）を持っている人が増えた、減った場合）	受給資格証・印鑑・健康保険証（または資格確認書）（同じ記号番号の健康保険証（または資格確認書）をお持ちの方全員のもの）	
受給資格証を紛失されたとき	印鑑	再交付申請
第三者行為による事故等で受診したとき	受給資格証・印鑑・事故証明書・健康保険証	委任手続き

6. 年度更新

ひとり親家庭等医療費受給資格証の有効期限は毎年6月30日までとなっています。ただし、下記の場合はそれぞれの有効期限となっています。

- ・それまでにお子さんが18歳の誕生日を迎えられる方 ➡ 誕生日の前日
- ・お子さんが18歳以上で今年度高校卒業予定の方 ➡ 翌年3月31日まで

毎年6月中に申請書を送付しますので、更新の手続きを行ってください。ただし、前年の所得状況により、受給資格証の交付ができない場合がありますのでご了承ください。

7. 所得制限

対象者には所得制限が設けられています。前年の所得に対して所得税が課税されていると受給資格証の交付ができません。

8. その他

18歳までのお子さんについては、乳幼児及び児童・生徒等医療費受給資格者証の対象となりますので、そちらを優先していただくため、ひとり親等医療費受給資格証の送付はいたしません。

問合せ先 〒709-0495 和気町尺所 555 本庁舎 住民課

TEL : 93-1128

〒709-0511 和気町矢田 305 佐伯庁舎 総務事業課

TEL : 88-1103